第１号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組計画書

令和元年　１２月　２６日

住　　所　鹿児島県鹿児島市上荒田町 37 番 20 号
事業者名　鹿児島市交通局
代表者名　鹿児島市交通事業管理者
　　交通局長　鞍掛　貞之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の４の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 当局が保有する乗合バス車両においては、2018 年度末時点のノンステップバス導入率は 71.8%（適用除外車両を除く）であるが、令和 2 年度より実施するバス事業の抜本的見直しを進める中で、2021 年度までに定期観光バス３台と中型車１台、小型車７台を除く 128 台は全てノンステップバスとなり、導入率は 94%程度とする予定である。

②当局が所有するバス停留所上屋において、老朽化した上屋の改修を順次行う。

（２）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 全職員が高齢者、障害者等に関する理解を深めるため、接遇や車いすなどの対応方法について乗務員全体研修において教育訓練を行う。

② 鹿児島県が令和元年 7 月から導入した「ヘルプカード」（優先席の対象となる内部障害者等を示すカード）の広報周知に協力し、乗車券発売所及びバス車両に掲示するとともに、乗務員研修等で周知を図る。

③ 車内放送や車内広告、ホームページなどにより、高齢者、障害者に席を譲るように、また優先席の適切な利用の方法等について周知を行う。

Ⅱ　移動等円滑化に関する措置

①　旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
ノンステップバス	・ノンステップバスの割合を増やす （適用除外車両を除く）

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗降補助サービスの提供（継続）	・車いす利用者のノンステップバス乗降時に乗務員が補助する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
車両への筆談具の設置（継続）	・全車両に筆談具を設置し、筆談による情報提供等を行う。
時刻表へのノンステップバス運行の掲載（継続）	・バス停留所時刻表にノンステップバスでの運行時刻を表示する。
バスロケーションによる運行状況の提供（継続）	・バスロケーションシステムによるスマートフォンでの運行状況などの運行情報の提供を行う。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　　策	計　画　内　容 （計画対象期間及び事業の主な内容）
乗務員研修の拡充	・ 全職員が高齢者、障害者等に関する理解を深めるため、接遇や車いすなどの対応方法につい乗務員全体研修において教育訓練を行う。 ・ 全職員に対し鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を配布し、内容の説明を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・障害者を含む団体の予約の利便性を高めるため、ウェブサイト等を改修する。
・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
・鹿児島市新交通バリアフリー基本構想を基に対策を講じる。

Ⅳ　前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変　更　内　容	理　　由
・本年度初めて策定するため、前年度計画はなし。		

Ⅴ　その他計画に関連する事項

・中期的な対応方針に記載された事項については、現在策定中の、本局の新しい経営計画に位置づけられている。

注１　Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

２　Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。